児童手当 現況届 のお知らせ

手続きです。 現況届は1年に1度の更新

要となります。 きとなる現況届の提出が必 めには、6月に更新の手続 を受給していた方で、 続き児童手当を受給するた 5月31日現在、 児童手当 引き

送りします。 中旬に現況届を郵送にてお 対象となる方には、 6 月

■提出する書類

【全員提出が必要なもの】 現況届

受給者 不要 民健康保険に 被保険者証のコピー (保護者 に加入の の健康 方は **国**

要なもの 【該当する方の み 提 出 が 必

平成27年1月1日 度の児童手当用所得証明 護者の方は、「平成27年 市に住民票がなかった保 に下野

※受給者の配偶者が当該受 給者の扶養親族になって 方の分の児童手当用所得 証明書は省略できます。 いる場合には、 配偶者の

提出期限

6月30日火

付金については、11ペ 子育て世帯臨時

1

特例

給

ジをご覧ください。

※下野市内で別居の場合に は、 生計 る場合があります。 その他の書類が必要とな いる場合には、 分の住民票」 児童の属する世帯全員 住民票は不要です。 同一申立書」及び 「監護・

提出方法

所得の審査の結果、

5

出ください。 ないようご確認いただき提 の際は、提出書類に不足の 筒をご利用ください。提出 なお、左記の窓口でも受 提出は、同封の返信用

付ますが、混雑が予想され ただくことがありますので ます。混雑時にはお待ちい 郵送での提出にご協力をお いします。

○市民課国分寺窓口 ○こども福祉課窓口 (石橋庁舎1階 国分寺庁舎1階

問い合わせ先

類をお送りします。

こども福祉課

○市民課南河内窓口 (南河内図書館2階)

受給者と児童が別居して 現況届提出後について 審査の結果、

ます。 りしません。ただし、 降の手当が支給される方へ の場合には通知をお送りし 満たし、継続して6月分以 更新結果の通知はお送 受給要件を 左記

要となります。 には、 所得の審査の結果、 者の方の所得が所得制限 をお送りします。 と受給者変更に必要な書 偶者への変更手続) 限度額以上であった場合 る場合には、 以降の手当額に変更の 分までの手当額と6月分 (今までの受給者から配 受給者の変更手続 認定通知 消滅通知 が必 配 あ

~現況届に関するQ&A

例年、多くの方から、お問い 合わせをいただく質問です。

Q:現況届を提出しないとどうなりますか?

: 平成27年6月分(10月振込分)以降の手当の支給が一時差止となります。必ずご提出ください。

Q:提出書類に不足があった場合はどうなりますか?

A:不足書類がある場合には、審査保留となります。こども福祉課から不足書類提出の通知が届いた方は、 速やかに不足書類をご提出ください。提出が遅れた場合には、10月の振込が遅れる場合があります(11 月以降の振込となります)。

Q:転入の際に児童手当用所得証明書を提出したのですが、現況届提出時にも提出が必要ですか?

A: 転入の際に提出いただいた所得証明書は、平成26年度の児童手当用所得証明書(平成25年中の所得を 証明する所得証明書)となります。現況届の際に提出する所得証明書は、平成27年度の児童手当用所 (平成26年中の所得を証明する所得証明書)であり年度が異なるため、 平成27年1月1日時点 で下野市に住民票がなかった方は提出が必要です。なお、児童手当用の所得証明書は、 多くの市区町 村において、郵送で取得することができますので取得先の各市区町村にお問い合わせください。